

■ e-Japan戦略（平成13年1月 | T戦略本部決定）

「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」。

● オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月 | T戦略本部決定）

- ① これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続に重点化し、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
- ② 利用率が極めて低調で改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

■ 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 | T戦略本部決定）

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画をとりまとめる。

● 新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月 | T戦略本部決定）

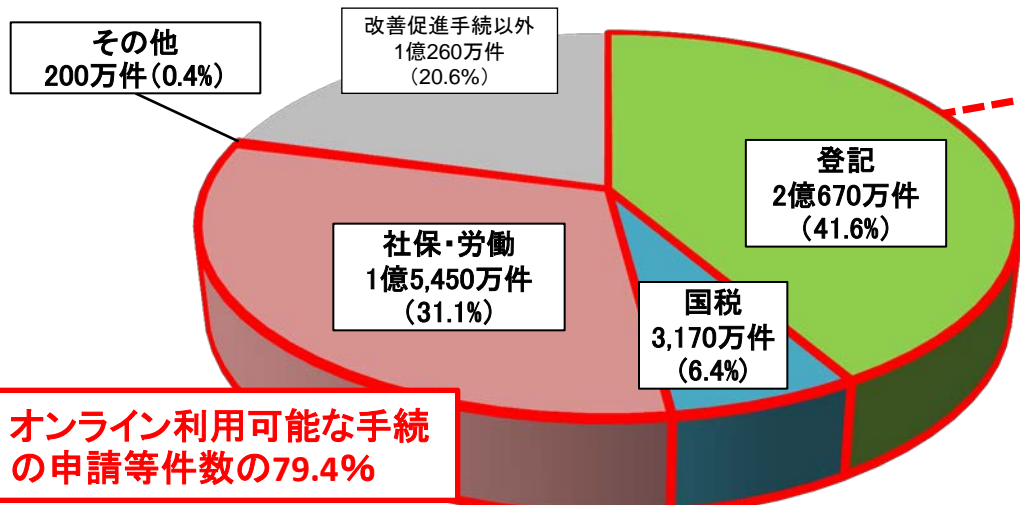
- ① オンライン利用の範囲の更なる見直し
- ② 重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善
- ③ 重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【平成23年度～25年度】



■ 世界最先端 | T 国家創造宣言（平成25年6月 | T戦略本部決定）

● オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（平成26年4月 各府省C I O連絡会議決定）

- ① 利用者の意見・要望の把握
- ② 新たに改善促進手続を選定し、利便性向上のための取組を計画的に行う



＜改善促進手続選定の考え方＞

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

対象手続(57手続)の年間申請等件数: 約3億9,490万件

登記	国税	労働 社会 保険	自動車 登録	その他
5	15	32	1	4

オンライン利用が可能な全ての手続(約2,700手続)の年間申請等件数: 4億9,750万件

(注)「平成26年度における行政手続オンライン化等の状況」より作成